平成２５年（フ）第１３４号
岡山県玉野市槌ケ原844番地１
債務者　熊澤　由華
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
岡山県玉野市田井５丁目20番23号
債務者　橘　　秀俊
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６号
岡山市南区泉田４丁目４番18号ハイツ森の泉101
債務者　仲前　昌子（旧姓武市）
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
熊本県阿蘇郡産山村大字片俣237番地１
債務者　片野　義広
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第４５６５号
東京都葛飾区柴又４丁目25―17
債務者　野村　幸代（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７１号
東京都渋谷区本町５丁目15―４
債務者　前澤　大輔
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７２号
東京都渋谷区本町５丁目15―４
債務者　前澤真紀子
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９９０号
東京都杉並区和泉２丁目６―７―404
債務者　塩入　樹里（旧姓片桐）
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１１３号
東京都江東区塩浜２丁目26―８―909
債務者　秋元眞理子
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３９号
大阪市旭区新森７丁目15番２―403号
債務者　守屋　達志
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４０号
大阪市旭区新森７丁目15番２―403号
債務者　守屋　芳子
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９２号
大阪府枚方市村野南町２―13―305　府営村野住宅13棟305号林基泰方、住民票上の住所　大阪府寝屋川市御幸東町13番７―204号
債務者　林　　和男
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６号
静岡県浜松市北区根洗町1361番地の２　コーポ松下202号
債務者　**柊**野　和利
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第７８号
埼玉県久喜市青葉３丁目19番地３　山田方
破産者　唐澤　美幸
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４１号
千葉県柏市大井1990番地２　ｆｏｒｔｕｎａ―Ｓ―106号
破産者　鈴木　正幸
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８５３号
千葉県松戸市高塚新田635番地の64
破産者　半澤　裕道
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８５４号
千葉県松戸市高塚新田635番地の64
破産者　半澤みちる
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部